

第 25 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和 2 年 12 月 28 日(月) 10 : 00～

場所：長野県庁本庁舎 3 階 特別会議室

次 第

議 題

- 1 県内及び県外の感染状況について
- 2 年末年始における対応について
- 3 各部局における対応について
- 4 その他

直近 1 週間の全県及び圏域ごとの陽性者数の推移

【全県】 (全県人口 2,037,228人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	73	63	59	57	65	71	80
(直近 1 週間の累計)	3.58	3.09	2.89	2.79	3.19	3.48	3.92
増	4	4	11	6	17	17	21
減	△ 20	△ 14	△ 15	△ 8	△ 9	△ 11	△ 12

【佐久】 (圏域人口 204,929人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	5	4	9	11	19	22	20
(直近 1 週間の累計)	2.43	1.95	4.39	5.36	9.27	10.73	9.75
増	1	0	5	2	8	4	0
減	0	△ 1	0	0	0	△ 1	△ 2

【上田】 (圏域人口 192,033人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	10	9	8	5	7	5	4
(直近 1 週間の累計)	5.20	4.68	4.16	2.60	3.64	2.60	2.08
増	0	0	1	0	2	0	1
減	△ 5	△ 1	△ 2	△ 3	0	△ 2	△ 2

【諏訪】 (圏域人口 192,163人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	2	1	1	1	0	0	0
(直近 1 週間の累計)	1.04	0.52	0.52	0.52	0.00	0.00	0.00
増	0	0	0	0	0	0	0
減	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0

【上伊那】 (圏域人口 179,597人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	2	2	1	1	1	2	2
(直近 1 週間の累計)	1.11	1.11	0.55	0.55	0.55	1.11	1.11
増	0	0	0	0	0	1	1
減	△ 3	0	△ 1	0	0	0	△ 1

【南信州】 (圏域人口 154,365人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	1	1	1	1	1	1	13
(直近1週間の累計)	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	8.42
増	0	0	0	0	0	1	12
減	0	0	0	0	0	△1	0

【木曽】 (圏域人口 25,432人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	5	5	3	2	2	1	1
(直近1週間の累計)	19.66	19.66	11.79	7.86	7.86	3.93	3.93
増	0	1	0	0	0	0	0
減	△1	△1	△2	△1	0	△1	0

【松本】 (圏域人口 421,314人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	6	7	5	3	3	5	6
(直近1週間の累計)	1.42	1.66	1.18	0.71	0.71	1.18	1.42
増	1	1	0	0	0	3	1
減	0	0	△2	△2	0	△1	0

【北アルプス】 (圏域人口 56,323人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	2	1	0	0	2	2	3
(直近1週間の累計)	3.55	1.77	0.00	0.00	3.55	3.55	5.32
増	0	0	0	0	2	0	1
減	0	△1	△1	0	0	0	0

【長野】 (圏域人口 528,166人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	28	28	26	28	25	26	26
(直近1週間の累計)	5.30	5.30	4.92	5.30	4.73	4.92	4.92
増	2	1	3	4	5	6	5
減	△6	△1	△5	△2	△8	△5	△5

【北信】 (圏域人口 82,203人)

	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日
陽性者数の推移	12	5	5	5	5	7	5
(直近1週間の累計)	14.59	6.08	6.08	6.08	6.08	8.51	6.08
増	0	1	2	0	0	2	0
減	△5	△8	△2	0	0	0	△2

モニタリング指標の状況

モニタリング指標		12/26現在	先週 (12/18～12/24)	先々週 (12/11～12/17)	長野県での ピーク値
入院者／ 受入可能病床数 の割合(%)		12月26日 28.0% 98/350床	12月24日 28.3% 99/350床	12月17日 45.4% 159/350床	12月14日 47.7% 167/350床
(実質)入院者／ 受入可能病床数 の割合(%) ◆当初の受け入れ予定以外の 病床の使用を除外		12月26日 26.0% 91/350床	12月24日 23.7% 83/350床	12月17日 33.7% 118/350床	12月14日 38.0% 133/350床
重症者／ 受入可能病床数 の割合(%)		12月26日 4.17% 2/48床	12月24日 8.33% 4/48床	12月17日 14.58% 7/48床	4月20日 25.00% 3/12床
人口10万人 当たりの 療養者数		12月26日 6.48	12月24日 6.09	12月17日 9.77	12月14日 10.11
PCR検査 陽性率 (LAMP法による 検査を含む)		12/18～12/24 3.53%	12/17～12/23 3.72%	12/10～12/16 4.25%	11/12～11/18 11.28%
直近1週間と 先週1週間の比較 (直近1週間の人口10万人あた りの新規感染者数)		12/19～12/26 3.92	12/18～12/24 3.19	12/11～12/17 5.59	—
直近1週間の 感染経路不明者 の割合(%)		12/19～12/26 27.50%	12/18～12/24 23.08%	12/11～12/17 25.44%	7/20～7/26 37.50%
圏域ごとの Level2～4 の圏域数	Level2	0	0	0	—
	Level3	10	10	9	—
	Level4	0	0	1	—

(注)直近1週間の感染経路不明者の割合は、速報値であり、調査結果により修正される場合があります。

新型コロナウイルス感染症 各都道府県感染状況モニタリング表

都道府県名	人口	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12月28日9時時点(前日までの人数を集計)		各都道府県の措置等の状況
									直近1週間の新規陽性者数	直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数(前日比)	
北海道	5,244,153	110	74	114	123	97	161	85	764	-50	■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請 ・札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない ・札幌市内の接待を伴う飲食店について営業時間を午前5時から午後10時までとすることを要請 ■感染リスクを回避できない場合 ・札幌市との不要不急の往來を控える、旭川市内における不要不急の外出を控える ・外出自粛など都府県で行動制限が要請されている地域との不要不急の往來を控える
青森県	1,230,715	1	5	7	4	7	8	6	38	+6	3.08
岩手県	1,212,201	1	5	2	5	5	10	9	37	+4	3.05
宮城県	2,292,690	6	41	51	48	48	56	39	289	+6	12.60
秋田県	952,005	0	1	8	1	8	10	2	30	+2	3.15
山形県	1,064,954	10	6	4	11	10	6	5	52	+0	4.88
福島県	1,825,055	19	2	24	31	31	21	21	149	-19	8.16
茨城県	2,854,131	16	19	19	39	27	27	27	174	+11	6.09
栃木県	1,932,091	17	34	33	24	35	42	28	213	+8	11.02
群馬県	1,926,370	17	23	28	43	53	37	38	239	+2	12.40
埼玉県	7,343,453	117	196	230	251	298	265	211	1,568	+50	21.35
千葉県	6,281,394	117	152	142	234	213	201	105	1,164	-14	18.53
東京都	13,971,109	392	563	748	888	884	949	708	5,132	+152	36.73
神奈川県	9,216,009	188	348	346	495	466	480	343	2,666	+104	28.92
新潟県	2,199,746	3	5	9	15	14	17	2	65	-3	2.95
富山県	1,034,670	9	4	2	16	13	3	1	48	-1	4.63
石川県	1,133,753	7	7	6	18	12	12	12	74	+6	6.52
福井県	762,679	0	0	1	1	4	2	1	9	+1	1.18
山梨県	806,210	0	4	10	7	6	3	7	37	+3	4.58
長野県	2,034,971	4	3	8	10	17	17	21	80	+8	3.93
岐阜県	1,975,397	17	35	56	56	38	45	45	292	+32	14.78
静岡県	3,618,972	13	30	35	38	28	31	24	199	+9	5.49
愛知県	7,545,268	92	190	239	270	265	265	216	1,537	+56	20.37
三重県	1,788,632	7	10	15	11	11	13	14	81	+1	4.57
滋賀県	1,412,415	20	11	14	16	28	49	25	163	+19	11.54
京都府	2,568,427	47	81	88	107	121	135	94	673	+31	26.20
大阪府	8,817,372	180	283	312	289	294	299	233	1,890	-17	21.43
兵庫県	5,438,891	44	190	169	152	232	175	165	1,127	+61	20.72
奈良県	1,322,970	31	26	36	34	30	31	37	225	+12	17.00
和歌山県	914,055	4	5	3	0	1	3	2	18	-3	1.96
鳥取県	551,402	1	4	5	0	5	3	8	26	+8	4.71
島根県	666,941	0	0	5	3	1	4	8	21	+6	3.14
岡山県	1,882,356	29	13	35	27	31	28	21	184	-90	9.77
広島県	2,794,862	78	77	123	98	141	108	85	710	-8	25.40
山口県	1,341,506	4	4	14	8	9	13	8	60	+2	4.47
徳島県	721,721	1	0	2	1	0	0	0	4	-2	0.55
香川県	949,357	1	2	20	27	7	8	9	74	+7	7.79
愛媛県	1,326,487	0	4	3	7	9	9	8	40	+7	3.01
高知県	689,795	17	31	24	19	12	14	8	125	-15	18.12
福岡県	5,108,038	93	88	156	149	143	160	137	926	+39	18.12
佐賀県	808,821	2	6	7	9	6	4	2	36	+2	4.45
長崎県	1,310,660	19	26	12	35	26	19	29	166	+6	12.66
熊本県	1,735,901	14	25	30	31	68	51	31	250	+10	14.40
大分県	1,124,983	2	4	7	9	7	14	3	46	-5	4.08
宮崎県	1,063,324	3	3	7	7	10	11	4	45	-4	4.23
鹿児島県	1,589,416	4	9	15	15	9	17	20	89	+18	5.59
沖縄県	1,458,839	21	21	37	48	41	36	30	234	+8	16.04
計	125,825,167	1,778	2,670	3,261	3,730	3,821	3,872	2,937	22,069		17.54

・「直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数」 5〜 15〜 ※11/24の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において変更

都道府県名 で着色した都道府県については、訪問を慎重に検討し感染リスクが高い状況と認められない場合は訪問を控えること、重症化しやすい方及びその家族は特に慎重な対応を呼びかけています。

都道府県名 で着色した都道府県については、基本的な感染防止対策を徹底するほか慎重な行動を呼びかけています

※人口は各都道府県発表の人口推計による(11/10時点での最新のもの)。北海道は発表がないので住民基本台帳人口より。

※各都道府県の新規陽性者数は長野県の独自調査による。

※直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が15又は5を1週間連続して下回った場合、呼びかけを変更します。

1月11日までを「感染対策強化期間」と位置付け、感染防止対策を強化します（案）

令和2年12月28日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

県内における新型コロナウイルスの陽性者は一時期に比較して落ち着いているものの、今後感染が拡大し、入院患者が増加した場合、医療提供体制に深刻な影響を与えます。

また、年末年始は、例年、人の流動化や普段会わない方との親しい交流が行われる時期であることや全国的に新規陽性者数の増加が続いていることを踏まえ、1月11日までを「感染対策強化期間」として11月24日に発出した長野県全域の「新型コロナウイルス警報」を継続します。

なお、この期間中に新規陽性者数が増加した場合には、圏域又は全県のレベル引上げ等を随時検討するものとします。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様は、別紙1-1「新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための年末年始の過ごし方」及び別紙1-2「感染リスクが高まる5つの場面」に留意し、感染防止策を徹底してください。

また、別紙2「感染拡大防止のお願い」、別紙3「今、みなさんに考えていただきたいこと」をご確認いただき、これからの感染予防についてもう一度考えてみてください。

3 「新型コロナウイルス警報」発出に伴う県の対策強化

医師会等の協力を得て、年末年始の相談・診療・検査・医療に係る十分な体制を確保しますので、風邪症状のある方など、心配な時は速やかにかかりつけ医等にご相談ください。

感染対策強化期間内に、集団的な感染が発生し新規陽性者が拡大した場合は、クラスター対策チームの活動を直ちに強化するなど、感染拡大の抑止に向けた取組を実施します。

なお、期間内は警報は継続されますので、引き続きさらなる感染拡大を防止するため、長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、次のとおり県の対策にご協力をお願いします。

- ① 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します
- ② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者に感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます
- ③ 積極的な検査を実施します
- ④ 受入可能病床等の拡充を行います
- ⑤ 重症化リスクが高い陽性者の早期発見・対応を行います

① 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ため、住民の皆様がいきわたるように、市町村と連携して広報を行います。

特に、会食により感染が拡大していること及び全国的に感染が拡大していることから、会食における感染リスクを下げるための工夫に係る呼びかけや、陽性者が多数発生している地域への訪問に係る呼びかけについて、市町村と連携して強力に発信を行います。

② 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者に感染拡大予防ガイドラインの遵守を強かに働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村等と協力し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行います。

③ 積極的な検査を実施します

県内全域において、疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。

④ 受入可能病床等の拡充を行います

医療機関に対しては、既に確保している病床に加え、更なる患者受入の拡大の協力を求めるとともに、宿泊療養施設の早期増設に取り組みます。また、軽症者等の自宅療養について、デジタルツールも活用して健康観察を行います。

⑤ 重症化リスクが高い陽性者の早期発見・対応を行います

医療機関・高齢者施設等で陽性者が一人でも出た場合には、関係する従事者・利用者全員をPCR検査対象にします。また、クラスター対策チームを迅速に派遣して対策を講じます。

現在は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。このため、県民の皆様には過度に活動自粛を行うことなく、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒など基本的な感染防止策をさらに徹底していただくとともに、県が行う対策にご協力いただくようお願いいたします。

また、患者・陽性者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための年末年始の過ごし方

令和2年12月24日/長野県

基本は、「できるだけ同居の家族で穏やかに。」

【感染拡大を防ぐため、できるだけ下記のことにご協力ください】

1 人との接触機会を減らしてください

- ・いつもの年末年始なら人と会う機会が増える方も今年は控えて
- ・帰省や初詣、会食や会合、会議や休暇 など 「分散」・「小規模」・「遠隔（リモート）」で

2 会食・茶飲み話等の際は十分に注意してください

- ・会話時のマスク着用・席間の十分な距離の確保を
- ・普段会わない親戚、友人などとの間では特に慎重に

3 地域間の往来（出張・旅行・帰省など）には十分ご注意ください

- ・感染拡大地域※への訪問は控えて
※直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）
- ・感染拡大地域からの帰省や重症化リスクの高い方のお住まいへの帰省は控えて
- ・帰省や観光でお越しになる方は、来訪前2週間は、大人数での会食等のリスクの高い行動を控えて
- ・発熱、風邪症状がある、または、10日以内に症状があった方は帰省を控えるなどの対応を

4 風邪症状等がある場合は特に気をつけてください

- ・まずは外出を控えて
- ・ためらうことなく速やかにかかりつけ医等に相談・受診を

5 基本的な感染防止策を引き続き行ってください

- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち
「支え合い」の輪を広げ、感染された方やそのご家族、
帰省者や旅行者をあたたく迎えましょう

感染リスクが高まる「5つの場面」

別紙 1 - 2

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



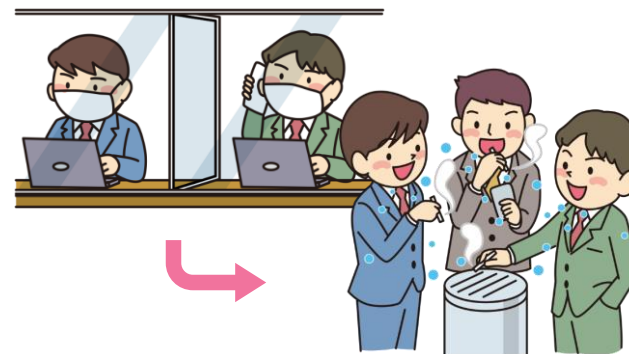
場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染拡大防止のお願い

- 1 年末年始は「密」を避け、できるだけ同居のご家族で穏やかに過ごしてください
- 2 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
- 3 会食は5つのポイントを徹底し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしてください
- 4 地域間の往来に当たっては、感染状況を踏まえた対応をお願いします
- 5 発熱等の症状がある場合は、速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください
- 6 事業所での対策の徹底をお願いします

1 年末年始は「密」を避け、できるだけ同居のご家族で穏やかに過ごしてください

- (1) 自分と大切な方を守るため、人との接触機会を減らし、できるだけ同居のご家族で穏やかに年末年始をお過ごしください。
- (2) 帰省や旅行、初詣等により人の移動が集中し「密」になりがちです。人の流れを分散し、密になりやすい状況を避けるために、次の点などを心がけていただき、「分散化」、「小規模化」、「遠隔（リモート）化」にご協力をお願いします。
 - ① 年末年始の休日に加え、その前後でまとめて休み、休暇を分散化
 - ② 特に人の集中する正月三が日を避け、帰省や初詣を分散化
 - ③ 親しい人同士やご近所の集まりも控え、会食や会合等を小規模化
 - ④ 情報通信機器を活用し、帰省や会議をリモート化

2 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

- (1) 新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。
感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みや会話の場面でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢の方や基礎疾患のある方など重症化リスクが高い方は、特にご留意ください。
また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。
- (2) 親族や知人の会合など地域における交流の場（茶飲み話や公民館活動等）においても感染の拡大が懸念されます。会話をする際のマスクの着用やとり箸や食器、物を共用しないなど、改めて基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

3 会食は5つのポイントを徹底し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしてください

忘年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、次の5つのポイントを徹底してください。

なお、お酒が入ると気が緩みがちになるので十分注意してください。

- ① 体調が悪い場合は参加しない、させない。
- ② 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）

- ③ 人と直接・間接に接触しない。(大皿料理、とり箸、お酌、司会・カラオケマイクの共用を避けるなど)
- ④ 飛沫を人や人の飲食物に飛ばさない。(人との距離を保ち、パーティション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さないなど)
- ⑤ こまめな換気

4 地域間の往来に当たっては、感染状況を踏まえた対応をお願いします

- (1) 感染拡大地域[※]への訪問に当たっては、当該地域内における感染拡大防止に協力するためにも、訪問そのものをできるだけ控えるようにしてください。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県

- (2) 帰省については、全国的に新規陽性者数が過去最多の水準であることや、お住まいの都道府県等から外出に関する注意喚起が行われる場合もあることから、事前にご家族で十分なご相談をお願いします。特に、感染拡大地域からの帰省や、高齢の方や基礎疾患のある方など重症化リスクが高い方のお住まいへの帰省は、できるだけ控えるようにしてください。
- (3) 帰省や観光でお越しになる際は、来訪前2週間はリスクの高い行動を避けるなど、「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。

5 発熱等の症状がある場合は、速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、速やかにかかりつけ医や保健所に電話でご相談ください。

なお、ご家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけていただき、家庭内での感染を防止するための取組をお願いします。また、手で触れる共用部分を消毒するなどの対策もお願いします。

6 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人おひとりに感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密回避、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に休みやすい職場環境づくりにご協力をお願いします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特성에応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。

今、みなさんに考えていただきたいこと

令和2年11月24日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

県内においては、連日多くの新型コロナウイルス感染症の新規陽性者が発生し、病床の利用率も大きく増加しています。

命を守るために、県民一丸となって感染拡大を止めるためのより一層の取組が必要となります。これからの感染予防についてもう一度考えてみましょう。

- ① 最近「これくらいなら大丈夫だ」と、人との距離が近くなっていませんか？
- ② 消毒や手洗いをうっかり忘れてしまうことが増えていませんか？
- ③ 自分が元気なら、人にうつさないと思っていませんか？
- ④ マスクをしていれば、換気や加湿は必要ないと思っていませんか？
- ⑤ 「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と思っていませんか？

① 最近「これくらいなら大丈夫だ」と、人との距離が近くなっていませんか？

これまでは、注意深く適切な感染予防行動を行ってきたことで、感染を避けてこられたことと思います。今まで感染を避けてこられた今だからこそ、つい、三密の基準を甘く見積もってしまいがちです。改めて、行く場所、いる場所のリスクを確認し、安全確保（人と人との距離、マスクの着用）をお願いします。安全の確保ができないと考えられるときは、その場所を避けましょう。

② 消毒や手洗いをうっかり忘れてしまうことが増えていませんか？

多くの店舗には消毒液が置いてあり、今では当たり前のように無意識に手指の消毒を行って入店しているでしょう。しかし、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫だ」とか「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちです。そんなちょっとした油断が、ご自身や周りの方への感染を拡げるかも知れません。今一度、手洗いや消毒の効果と必要性を思い出して下さい。

③ 自分が元気なら、人にうつさないと思っていませんか？

新型コロナウイルス感染症は無症状でも周りの方に感染させる可能性があります。誰もが感染源になる可能性があり、無症状であっても、マスクの着用と、特に大人数となる時は人と人との距離の確保が重要です。また、体調が悪い時には家にいましょう。

④ マスクをしていれば、換気や加湿は必要ないと思っていませんか？

空気が乾燥する冬は、飛沫による感染に特に注意する必要があります。屋内では空気中のウイルス濃度が高まりやすい上に、飲食のために一時的にマスクを外す機会も多くあります。そのため、空気中のウイルス濃度を下げるときの「換気」と、空気中をウイルスが漂いにくくするための「加湿」をすることが一層重要になります。

⑤ 「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と思っていませんか？

高齢の方、基礎疾患のある方は特に行動にご注意ください。今まで感染してこなかったことで、「自分は大丈夫」「あの人は大丈夫」と考えてしまいやすいですが、それは適切な予防策を講じてきた結果です。寒くなる冬には免疫力も低下しがちです。今まで大丈夫であっても、これから感染するリスクや重症化するリスクは減りません。

感染性の増加が懸念される SARS-CoV-2 新規変異株 VOC-202012/01 と 501Y.V2 について報告する。

概況（VOC-202012/01）

- 英国では、過去数週間にわたって、ロンドンを含むイングランド南東部で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）症例の急速な増加に直面しており、疫学のおよびウイルス学的調査を強化してきた(1)。そして、イングランド南東部で増加している COVID-19 症例の多くが、新しい単一の系統に属していることが確認された(1,2)。
- Nextstrain clade 20B、GISAID clade GR、B.1.1.7 系統に属するこの新規変異株は、Variant Under Investigation (VUI)-202012/01 と命名されていたが、12 月 18 日リスクアセスメントの結果、Variant of Concern (VOC)-202012/01 に変更となった(1, 3)。
- VOC-202012/01 には、23 箇所の変異があり、スパイクタンパクの変異（deletion 69-70、deletion 144、N501Y、A570D、D614G、P681H、T716I、S982A、D1118H）とその他の部位の変異で定義される(1,3)。
- 英国でのウイルスゲノム解析・疫学・モデリング解析では、この新規変異株（VOC-202012/01）はいままでの流行株よりも感染性が高い（再生産数（R）を 0.4 以上増加させ、伝播のしやすさ（transmissibility）を最大 70%増加すると推定）ことが示唆され、PCR 法による核酸検査やウイルスゲノム解析から推定されるウイルス量は、増加していることが示唆されている(1,4)。
- また、VOC-202012/01 の変異の一つ、S 遺伝子 deletion 69-70 により、S 遺伝子を検出する PCR によっては、結果が偽陰性となる spike gene target failure (SGTF)を認めている(3)。英国の 3 カ所の検査施設において、SGTF を認める検体が急増するとともに、10 月 12 日の週には SGTF を認める変異株のうち B.1.1.7 に属するものが 5%であったが、11 月 30 日にはこの頻度が 96%と急増していた(3)。次に記載の南アフリカの新規変異株（501Y.V2）は、S 遺伝子 deletion 69-70 を認めていないため、VOC-202012/01 と同様の方法で検知できるのか現時点では不明である(5)。
- スパイクタンパクの多くの変異数、英国でのウイルスゲノム解析が行われる割合（5-10%）、その他の新規変異株の特徴からは、この株は免疫抑制者等において一人の患者での長期的な感染で、免疫回避による変異の蓄積が加速度的に起こった結果である仮説が考えられる(1)。一方で、ヒトから動物、動物からヒトに感染し変異した可能性やウイルスゲノム解析が（あまり）行われていない国において流行する中で、探知されないまま、徐々に変異が蓄積した可能性は否定的である(1)。
- VOC-202012/01 は、デンマーク(9 例)、オランダ(1 例)、ベルギー(4 例、メディア情報)、オーストラリア(4 例)、アイスランド、イタリアで確認されている(1,2, 6)。なお、各国の病原体サーベイランス体制やゲノム解析能力の差異により、検知能力が異なることに留意すること。ECDC は、「EU のほとんどの国では、ウイルスゲノム解析が行われている例が英国よりも少ないため（英国では全症例の約 5~10%で実施）、この新規変異株がすでに EU 内で流行している可能性は否定できない」としている(1)。
- シンガポール（保健省）(7)、香港（メディア情報）、ドイツ（メディア情報）でも VOC-202012/01 の検出が報告されているが、検疫中の英国からの帰国者からの検出であり、国内流行との関連は認めていない。
- 現時点では、VOC-202012/01 に関連した重症化を示唆するデータは認めないが、症例の大部分が重症化の可能性が低い 60 歳未満の人々（地域で流行している年齢層を反映）であり、評価に注意が必要である(1)。
- 現時点では、VOC-202012/01 のワクチンの有効性への影響は不明である(1-3)。

概況 (501Y.V2)

- 12月18日、南アフリカ保健省は COVID-19 患者の急増と新規変異株(501Y.V2 と命名)の割合が 80~90%に増加していることを報告(8,9)。
- 501Y.V2 は、レセプター結合部位として重要な 3箇所(K417N, E484K, N501Y)の変異を含む、スパイクタンパクの 8箇所の変異で定義される(5,7,8)。英国で検出された VUI-202012/01 と同様の N501Y を認めるが、系統としては進化的関連を認めない (Nextstrain clade 20C、GISAID clade GH、B.1.351 系統に属する) (5,8,9)。
- 感染性が増加している可能性が示唆されているが、精査が必要である(8,9)。より重篤な症状を引き起こす可能性やワクチンの効果への影響を示唆する証拠はない(8,9)。
- 12月23日、英国は、南アフリカからの渡航者との接触歴がある 501Y.V2 の 2例を報告(10)。

各国の対策

- 英国は、12月20日から今後数週間、南東イングランドで「Tier 4」レベル(外出制限等を含む最も強い措置)となることを発表した(1)。
- 英国以外の各国は英国からの一時的な入国制限を検討または実施している(1)。
- 日本は、英国に対しては12月24日0時より水際対策を強化し、英国に滞在歴のある外国人は新規入国を拒否し、日本からの英国への短期出張者の帰国・再入国時についても14日間待機緩和措置を認めないこととなった。日本人帰国者についても出国前72時間以内の検査証明、位置情報の保存等について誓約を求めている(11)。

日本の状況

- VUI-202012/01 および 501Y.V2 の両者に共通し、感染性の変化に最も影響を与えうると考えられる N501Y 変異を認める株は、日本において見つかっていない。なお、ウイルスの遺伝子解析が行われている症例は全体の1割程度に限られていることに留意すること。

参考) 国内のゲノム確定数 14,077 検体、空港検疫のゲノム確定数 384 検体 (共に 2020/12/22 現在)。

全てにおいて N501Y 変異株は未検出。VUI-202012/01 の系統も検出されていない。

日本における迅速リスク評価

- 国内で変異株が検出されていないことは、国内に変異株が存在しないことを保証するものではない。
- 英国、南アフリカからの輸入リスクがある。
 - 英国については、12月24日0時より水際対策が強化され、英国に滞在歴のある外国人は新規入国を拒否し、日本からの英国への短期出張者の帰国・再入国時についても14日間待機緩和措置を認めないこととなった。日本人帰国者についても出国前72時間以内の検査証明、位置情報の保存等について誓約を求めており、輸入リスクはととも低い。
 - 南アフリカについては、外国人は原則入国禁止であり、日本人等の入国者は、空港での検査と14日間の自宅待機が行われており、輸入リスクは低い。
- 英国・南アフリカ以外での流行状況は不明であるが、いくつかの国ではすでに当該国内例から検出されていることから輸入リスクはあるが、定量的評価は困難。シンガポール、香港の検出例については、検疫で確認された輸入症例であり、両国からの輸入リスクはととも低い。
- 3~4月の感染拡大以後、海外からの持ち込み株が国内で持続的に拡大した事例は確認されていないが、従来株と比較して感染性が高い可能性に鑑みて、国内に持ち込まれた場合に現状より急速に拡大するリスクに留意。
- 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに記載の PCR 検査法は、これまでと同様に使用可能である。

日本の対応についての国立感染症研究所からの推奨

● 変異株の監視体制の強化

- 特に、最近2週間の海外渡航歴ありの者に対する PCR 検査等の実施、検体提出、ゲノム分析の実施。

<監視体制の優先順位の考え方>

変異株が検出されていないことは、当該地域内に変異株が存在しないことを保証するものではないが、検体提出、ゲノム分析を行う対象となる者の2週間以内の海外渡航先については、下記の優先順位を考慮する。

1. 感染拡大と VOC-202012/01 または 501Y.V2 の増加に関連性が認められる国・地域（英国、南アフリカ）
 2. VOC-202012/01 または 501Y.V2 が国内で検出されているが、感染拡大との関連性が明らかではない国・地域（デンマーク、オランダ、ベルギー、オーストラリア、アイスランド、イタリア）
 3. VOC-202012/01 または 501Y.V2 が国内で報告されていない国・地域（シンガポール、香港、ドイツを含む1、2以外の国・地域）
- 上記1の国・地域について、全ての入国者の PCR 検査等が陽性時にはゲノム分析を行うとともに、入国者の健康観察を実施。必要に応じ、指定施設での停留（健康観察）や航空便の運行停止も検討。
 - 上記1の国・地域からの入国者の陽性例については、症状等の有無に関わらず入院等により他者との接触機会を避ける。
 - 上記2の国・地域については、全ての入国者の PCR 検査等と陽性時にはゲノム分析を行うことともに、発生数の著しい拡大が認められる場合には、上記1と同様の対応を検討。
 - 上記3の国・地域からの入国者や、渡航歴のない国内例についても、陽性者に上記1の地域に2週間以内の渡航歴がある者との接触歴を認める場合には同様に検体提出、ゲノム分析を実施。
 - 国内については、特に11月から12月の症例について、地域等の偏りなく検体提出とゲノム分析を実施。

参考資料

1. European Centre for Disease Prevention and Control. Rapid increase of a SARS-CoV-2 variant with multiple spike protein mutations observed in the United Kingdom. December 20, 2020.
<https://www.ecdc.europa.eu/sites/default/files/documents/SARS-CoV-2-variant-multiple-spike-protein-mutations-United-Kingdom.pdf>.
2. World Health Organization. SARS-CoV-2 Variant - United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. Disease outbreak news. December 21, 2020. <https://www.who.int/csr/don/21-december-2020-sars-cov2-variant-united-kingdom/en/>.
3. Public Health England. Investigation of novel SARS-COV-2 variant: Variant of Concern 202012/01. December 21, 2020. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/947048/Technical_Briefing_VOC_SH_NJL2_SH2.pdf.
4. The New and Emerging Respiratory Virus Threats Advisory Group (NERVTAG). NERVTAG meeting on SARS-CoV-2 variant under investigation VUI-202012/01. December 18, 2020.
<https://www.gov.uk/government/groups/new-and-emerging-respiratory-virus-threats-advisory-group>.
5. GISAID. Genomic epidemiology of hCoV-19. <https://www.gisaid.org/epiflu-applications/phylogenetics/>.
6. Australian Health Protection Principal Committee. A statement from the Australian Health Protection Principal Committee (AHPPC) on a new variant of the virus that causes COVID-19. December 22, 2020.
<https://www.health.gov.au/news/australian-health-protection-principal-committee-ahppc-statement-on-new-variant-of-the-virus-that-causes-covid-19>.

7. Ministry of Health, Singapore. No new cases of locally transmitted COVID-19 infection. December 23, 2020.
<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/no-new-cases-of-locally-transmitted-covid-19-infection-23-dec-update>.
8. COVID-19 Corona Virus South African Resource Portal. New COVID-19 variant identified in SA. December 18, 2020.
<https://sacoronavirus.co.za/2020/12/18/new-covid-19-variant-identified-in-sa/>.
9. Tegally H, et al. Emergence and rapid spread of a new severe acute respiratory syndrome-related coronavirus 2 (SARS-CoV-2) lineage with multiple spike mutations in South Africa. MedRxiv. 2020. doi:10.1101/2020.12.21.20248640.
10. Public Health England. Confirmed cases of COVID-19 variant from South Africa identified in UK. December 23, 2020.
<https://www.gov.uk/government/news/confirmed-cases-of-covid-19-variant-from-south-africa-identified-in-uk>.
11. 外務省. 外務省海外安全ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関する英国に対する新たな水際対策措置. 2020年12月23日. https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C086.html.

注意事項

- 迅速な情報共有を目的とした資料であり、内容や見解は情勢の変化によって変わる可能性がある。

更新履歴

第2報 2020/12/25 20:00 時点 第1報からタイトル変更

第1報 2020/12/22 16:00 時点 「英国における新規変異株（VUI-202012/01）の検出について」

年末年始（12/29～1/3）の相談・診療・検査・療養体制について

令和2年12月28日

健康福祉部

1 県（保健所・本庁）の体制

- 保健所においては、有症状者の相談・検査、陽性者の疫学調査や健康観察等を行う人員体制を確保する。
- 本庁においては、感染状況の把握と情報提供、入退院調整、宿泊療養施設の入退所調整、保健所のフォローアップ等を行うため、感染症対策課を中心に、毎日20名以上の人員体制を確保する。
- 集団発生等により感染が拡大した場合には、クラスター対策班の派遣や他保健所からの応援など、速やかに保健所及び本庁の体制を強化できるよう準備しておく。

2 相談体制

- 受診・相談センター（コールセンターへの委託）の「24時間体制」を維持する。
- 加えて、かかりつけ医等が休診する中においても、適切な診療案内ができるよう、保健所職員によるバックアップ体制を整える。

3 診療・検査体制

- 診療・検査医療機関、休日当番医、外来・検査センターで対応するとともに、医療圏ごとに基幹病院と連携し、確実に診療・検査できる体制を整える。

診療・検査医療機関等の開設数

	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3
診療・検査医療機関	292	57	41	38	47	39
外来・検査センター	7	8	3	2	3	3
基幹病院（帰国者・接触者外来、患者受入医療機関）	20	20	21	20	19	19

4 療養体制

- 陽性者が発生した場合には、年齢や症状に応じて、医療機関、宿泊療養施設、自宅における適切な療養につなげる。
 - ・ 医療機関 : 350床の受入体制を引き続き確保
 - ・ 宿泊療養施設 : 北信の施設（26日オープン）には県職員常駐。中信・東信の施設と合わせ275人程度の受入体制を確保
 - ・ 自宅療養 : 体温計・パルスオキシメーターの全員配付など健康観察を強化

新型コロナウイルス感染症に係る年末年始（閉庁期間中）における相談窓口について

【12月29日（火）～1月3日（日）】

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 新型コロナウイルス感染症に係る受診・相談

かかりつけ医や休日当番医（緊急医）等で受診ができない場合や相談先が分からない場合は、下記により対応します。

開設期間	開設時間	相談先	連絡先
12/29（火）～1/3（日）	24時間対応	・ 県保健福祉事務所 ・ 長野市保健所	別紙1のとおり

2 生活困窮等に係る相談

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮などに係る相談や緊急小口資金等特例貸付の相談・申請受付に対応します。

開設期間	開設時間	相談先	連絡先
12/29（火）・12/30（水）	別紙2のとおり	・ 生活就労支援センター 「まいさぼ」 ・ 県地域福祉課 ・ 県保健福祉事務所 ・ 市福祉事務所（福祉担当課）	別紙2のとおり

3 年末金融相談窓口

中小企業の皆様からの年末の資金繰り等の相談に対応します。（別紙3）

開設期間	開設時間	相談先	連絡先
12/29（火）・12/30（水）	8:30～17:15	・ 県産業立地・経営支援課	026-235-7200

4 児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）に係る相談

児童虐待の通告や相談、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談に応じます。

開設期間	開設時間	相談先	連絡先
12/29（火）～1/3（日）	24時間対応	・ 児童虐待・DV24時間 ホットライン	026-219-2413

5 「県民支えあい家族宿泊割」に関する問い合わせ

宿泊割事業に参加を希望する宿泊事業者からの問い合わせや家族宿泊割の利用に関する県民の皆様からの問い合わせに対応します。

開設期間	開設時間	問い合わせ先	連絡先
12/29（火）	10:00～17:00	・ 「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局	026-224-0405
12/30（水）～1/3（日）	10:00～16:00	・ 県観光誘客課	026-235-7253



新型コロナウイルス感染症に関する 年末年始の受診相談について

年末年始(令和2年12月29日(火)~令和3年1月3日(日))は多くの医療機関が休診となります。発熱等の症状が生じた場合は、次によりご相談ください。

かかりつけ医や休日当番医(緊急医)等で受診が出来ない場合や相談先が分からない場合は、
受診・相談センター(保健所・別紙)へご相談
ください。

※地域の休日当番医は、郡市医師会ホームページ
(<http://www.nagano.med.or.jp/general/branch/>)などでご確認ください。

長野県健康福祉部感染症対策課
(課長) 原 啓明
(担当) 山賀 誠、小林 由利子、小林 広記
電話 026-235-7148(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2646
F A X 026-235-7170
E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

長野市保健福祉部長野市保健所健康課
(課長) 峯村 賢
(担当) 長澤 詩子
電話 026-226-9960(直通)
F A X 026-226-9982
E-mail h-kenkou@city.nagano.lg.jp

受診・相談センター（保健所）のご案内

感染症対策課

※令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）

電話相談窓口	管轄市郡	連絡先電話番号 (24時間対応)
佐久保健福祉事務所（佐久保健所）	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3178
上田保健福祉事務所（上田保健所）	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7178
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2930
伊那保健福祉事務所（伊那保健所）	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6822
飯田保健福祉事務所（飯田保健所）	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所（木曾保健所）	木曾郡	0264-25-2227
松本保健福祉事務所（松本保健所）	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所（大町保健所）	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所（長野保健所）	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、 上水内郡	026-225-9305
北信保健福祉事務所（北信保健所）	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-67-0249
長野市保健所	長野市	026-226-4911



年末の生活困窮等に係る相談体制について

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮などに係る相談に対応するため、相談受付時間を拡大するなど、年末の相談体制を以下のとおりとしますので、お知らせします。

○実施期間

- ・12月21日(月)～25日(金)及び28日(月)
相談受付時間：19時まで延長
- ・12月29日(火)及び30日(水)の閉庁日
相談受付時間：9時から17時まで

※相談受付時間は実施機関により異なりますので別紙をご確認ください。
12月18日(金)までの開庁時間も相談をお受けしています。
まずは、お電話でご相談ください。

○相談先

- ・生活就労支援センター「まいさぼ」
- ・県庁地域福祉課、県保健福祉事務所福祉課、市福祉担当課

○緊急小口資金等特例貸付の相談申請受付

最寄りの市町村社会福祉協議会で同様の対応を行います。

※最新の生活支援情報は県ホームページ及び公式LINEアカウントにてご確認ください。

- 長野県公式ホームページ(個人向け支援情報ナビ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support2.html>

- 長野県公式LINEアカウント(長野県-新型コロナ対策パーソナルサポート)

<https://lin.ee/9aR5SmI>

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

健康福祉部 地域福祉課

(課長)山崎敏彦 自立支援・援護係(担当)飛沢 聡
生活保護係 (担当)吉池 俊裕

電話：026-235-7094、7130(直通)

026-232-0111(代表) 内線 2319、2320、2321、2322

FAX：026-235-7172

E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp

令和2年度 生活困窮等年末特別相談体制一覧

令和2年12月14日現在

お住いの地域	12/21(月)から25日(金)及び28日(月)			12/29(火)・30(水)		
	相談問合せ先	相談受付時間	電話番号	相談問合せ先	相談受付時間	電話番号
	長野県庁 地域福祉課	8:30～19:00	026-235-7094	長野県庁 地域福祉課	9:00～17:00	026-235-7094
南佐久郡 北佐久郡 小県郡	まいさぼ佐久	9:30～19:00	0267-78-5255	まいさぼ佐久	9:00～17:00	0267-78-5255
	佐久保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0267-63-3142	佐久保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0267-63-3142
	上田保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0268-25-7123	上田保健福祉事務所福祉課	8:30～17:00	0268-25-7123
諏訪郡	まいさぼ信州諏訪	9:30～19:00	0266-75-1202	まいさぼ信州諏訪	9:00～17:00	0266-75-1202
	諏訪保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0266-57-2911	諏訪保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0266-57-2911
上伊那郡	まいさぼ上伊那	9:30～19:00	0265-96-7845	まいさぼ上伊那	9:00～17:00	0265-96-7845
	伊那保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0265-76-6811	伊那保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0265-76-6811
下伊那郡	まいさぼ飯田	8:30～19:00	0265-49-8830	まいさぼ飯田	9:00～17:00	0265-49-8830
	飯田保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0265-53-0411	飯田保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0265-53-0411
木曾郡	まいさぼ木曾	8:30～19:00	0264-24-0057	まいさぼ木曾	9:00～17:00	0264-24-0057
	木曾保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0264-25-2219	木曾保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0264-25-2219
東筑摩郡	まいさぼ東筑	8:30～19:00	080-8821-9483	まいさぼ東筑	9:00～17:00	080-8821-9483
	松本保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0263-47-7800(代)	松本保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0263-47-7800(代)
北安曇郡	まいさぼ大町	9:30～19:00	0261-22-7083	まいさぼ大町	9:00～17:00	0261-22-7083
	大町保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0261-23-6508	大町保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0261-23-6508
埴科郡 上高井郡 上水内郡	まいさぼ信州長野	9:30～19:00	026-267-7088	まいさぼ信州長野	9:00～17:00	026-267-7088
	長野保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	026-225-9096	長野保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	026-225-9096
下高井郡 下水内郡	まいさぼ飯山	9:30～19:00	0269-67-0269	まいさぼ飯山	9:00～17:00	0269-67-0269
	北信保健福祉事務所福祉課	8:30～19:00	0269-62-3943	北信保健福祉事務所福祉課	9:00～17:00	0269-62-3943
長野市	まいさぼ長野市	8:30～19:00	026-219-6880	長野市(生活支援課)	9:00～17:00	026-224-9732
				まいさぼ長野市	9:00～17:00	026-219-6880
松本市	まいさぼ松本	8:30～19:00	0263-34-3041	松本市(市民相談課)	9:00～17:00	0263-33-0001
				まいさぼ松本	9:00～17:00	0263-34-3041
上田市	上田市(福祉課)	8:30～17:15	0268-23-5372	上田市(福祉課)	9:00～17:00	0268-23-5372
	まいさぼ上田	8:30～19:00	0268-71-5552	まいさぼ上田	9:00～17:00	0268-71-5552
岡谷市	岡谷市(社会福祉課) まいさぼ岡谷市	8:30～19:00	0266-23-4811	岡谷市(社会福祉課) まいさぼ岡谷市	8:30～17:00	0266-23-4811
	飯田市(福祉事務所福祉課)	8:30～19:00	0265-22-4511	飯田市(福祉事務所福祉課)	9:00～17:00	0265-22-4511
諏訪市	諏訪市(社会福祉課生活福祉係)	8:30～19:00	0266-52-4141	諏訪市(社会福祉課生活福祉係)	9:00～17:00	0266-52-4141
須坂市	須坂市(福祉課)	8:30～19:00	026-248-9003	須坂市(福祉課)	9:00～16:00	026-248-9003
	まいさぼ須坂	9:00～17:00	026-248-9977	まいさぼ須坂	9:00～17:00	026-248-9977
小諸市	小諸市(福祉事務所厚生課)	8:30～19:00	0267-22-1700	小諸市(福祉事務所厚生課)	9:00～17:00	0267-22-1700
	まいさぼ小諸	8:30～19:00	0267-31-5235	まいさぼ小諸	9:00～17:00	0267-31-5531
伊那市	伊那市(福祉事務所)	8:30～19:00	0265-78-4111	伊那市(福祉事務所)	9:00～17:00	0265-78-4111
駒ヶ根市	駒ヶ根市(福祉課)	8:30～19:00	0265-83-2111	駒ヶ根市(福祉課)	9:00～17:00	0265-83-2111
中野市	まいさぼ中野	9:00～17:00	0269-38-0221	まいさぼ中野	9:00～17:00	0269-22-2111 (市代表)
大町市	大町市(福祉課福祉係)	8:30～19:00	0261-22-0420	大町市(福祉課福祉係)	9:00～17:00	0261-22-0420
飯山市	飯山市(福祉事務所)	8:30～19:00	0269-62-3111(代)	飯山市(福祉事務所)	9:00～17:00	0269-62-3111(代)
	まいさぼ飯山	9:30～19:00	0269-67-0269	まいさぼ飯山	9:00～17:00	0269-67-0269
茅野市	茅野市(地域福祉課) (茅野市福祉事務所・まいさぼ茅野市)	8:30～19:00	0266-72-2101(代)	茅野市(地域福祉課) (茅野市福祉事務所)	9:00～17:00	0266-72-2101(代)
塩尻市	塩尻市(福祉課生活支援係)	8:30～19:00	0263-52-0280(代) (内線2113)	塩尻市(福祉課生活支援係)	29日 9:00～17:00	0263-52-0280(代) (内線2113)
	まいさぼ塩尻		0263-52-0026	まいさぼ塩尻	30日 9:00～17:00	0263-52-0026
佐久市	佐久市(福祉事務所福祉課)	8:30～19:00	0267-62-2914	佐久市(福祉事務所福祉課)	9:00～17:00	0267-62-2111
	まいさぼ佐久	9:30～19:00	0267-78-5255	まいさぼ佐久	9:00～17:00	0267-78-5255
千曲市	千曲市(福祉事務所福祉課)	8:30～18:30	026-273-1111	千曲市(福祉事務所福祉課)	9:00～16:00	026-273-1111
	まいさぼ千曲			026-276-2687		
東御市	東御市(福祉事務所)	8:30～19:00	0268-64-8888	東御市(福祉事務所)	8:30～17:15	0268-64-8888
	まいさぼ東御		0268-75-0222	まいさぼ東御		0268-75-0222
安曇野市	安曇野市(福祉課生活支援担当)	8:30～17:15	0263-71-2252	安曇野市(福祉課生活支援担当)	9:00～17:00	0263-71-2000(代)
	まいさぼ安曇野	8:30～19:00	0263-88-8707	まいさぼ安曇野	8:30～17:30	0263-88-8707



「年末金融相談窓口」を開設します

中小企業の皆様からの年末の資金繰り等の相談に応じるため、以下のとおり相談窓口を開設します。

1 開設期間

令和2年12月1日(火)から12月30日(水)(土日、祝日を除く)

2 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 開設場所

長野県庁産業立地・経営支援課及び地域振興局商工観光課

4 相談方法(体制)

(1) 12月1日(火)から12月28日(月)(土日、祝日を除く)

県庁産業立地・経営支援課及び地域振興局商工観光課で、相談窓口及び電話にて相談に対応いたします。

(2) 12月29日(火)及び12月30日(水)

県庁産業立地・経営支援課のみで、電話による相談に対応いたします。

5 相談内容

年末年始における中小企業の資金繰りに関する相談 等

6 お問い合わせ先

お問い合わせ先	担当課	住 所	電話番号
産業労働部	産業立地・ 経営支援課	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7200 ※29、30日はこちらへ
佐久地域振興局	商工観光課	佐久市跡部 65-1	0267-63-3157
上田地域振興局		上田市材木町 1-2-6	0268-25-7140
諏訪地域振興局		諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000
上伊那地域振興局		伊那市荒井 3497	0265-76-6832
南信州地域振興局		飯田市追手町 2-678	0265-53-0431
木曾地域振興局		木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局		松本市大字島立 1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局		大町市大町 1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局		長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9527
北信地域振興局		中野市大字壁田 955	0269-23-0219

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部産業立地・経営支援課金融支援係
(課長)若月 真也(担当)井浦 慶久 宮下 広之
電話: 026-235-7200(直通)
026-232-0111(代表)内線 2962
FAX: 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp